

平成 23 年度消費者庁政策評価実施計画

平成 23 年 11 月 18 日
消費者庁長官決定

「行政機関が行う政策評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 7 条の規定に基づき、平成 23 年度消費者庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁政策評価基本計画(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。)で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)は、別紙のとおりとし、実績評価方式により事後評価を行う。なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定、平成 23 年 7 月 8 日一部改定。)の検証・評価と連動して行うこととする。なお、本年度においては、東日本大震災への対応について、各施策の関連する事務事業を参考として取りまとめ、別途、評価を行う。

(2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの)は該当がない。

(3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)は該当がない。

3 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2 以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は平成 25 年度の予算要求等において活用することとし、特に政策評価が無駄の削減に資するように努める。

(別紙)

平成23年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

| 政策分野 | 政策 | 平成23年度施策名 | 担当課 | 消費者基本計画における施策番号 (平成22年3月30日閣議決定・平成23年7月8日一部改定) | |
|-----------------------------|----------|-----------------------------|---------|---|---|
| | | | | 消費者庁重要施策 | その他消費者庁施策 |
| 消費者政策 | 消費者政策の推進 | (1) 消費者政策の調整 | 消費者政策課 | 7 | 9, 21, 23, 43, 46, 53, 60, 61, 137, (153), 153-2, 171 |
| | | (2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進 | 消費者政策課 | | 108, (109), 136, 168, 169, 170 |
| | | (3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応 | 消費者政策課 | | 5, 6, 44-2 |
| | | (4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進 | 消費者制度課 | 35, 110 | 42, 109, 127, 128, 130 |
| | | (5) 個人情報保護に関する施策の推進 | 消費者制度課 | | 165, 166 |
| | | (6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進 | 消費生活情報課 | 87, 96 | 5, 9, 88, 89, 90, 91, 94, 97, 105, 109, 129, 135 |
| | | (7) 物価対策の推進 | 消費生活情報課 | | 67 |
| | | (8) 地方消費者行政の推進 | 地方協力課 | 1, 121, 122 | 109, 111, 123, 124, 126, 128, 129, 136 |
| | | (9) 消費者の安全確保のための施策の推進 | 消費者安全課 | 2, 4, 7, (13), 13-2, 13-2-2 | 3, 6, (9), 12, 15, 20, 21, 38, (124) |
| | | (10) 消費者取引対策の推進 | 取引対策課 | | 41, 41-2, (42), 44, 44-2, 53, (124), 154 |
| | | (11) 消費者表示対策の推進 | 表示対策課 | | (42), 80, 81, 82, 103, (124), 131 |
| | | (12) 食品表示対策の推進 | 食品表示課 | 69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 77, 79 | (34), (124) |
| (参考) 消費者政策の推進に関する東日本大震災への対応 | | 各課 (*) | 79, 121 | 5, 6, 21, 109, 126, 129, 137 | |

(注) 「消費者基本計画における施策番号」のうち、括弧書きの施策番号については、本計画の対象としない。
 (*)各施策の事務事業を総務課で取りまとめ、評価を実施する。